

ニュージーランド博物館（テ・パパ・トンガレワ）について
(Museum of New Zealand Te Papa Tongarewa)

(財) 自治体国際化協会シドニー事務所

文責：迫田明巳所長補佐

1. 当該施設の概要

○ 開館年

1998年2月14日

○ 設置（運営）の主体 ニュージーランド中央政府

○ 設置（運営）の経緯・根拠

1992年ニュージーランド博物館法¹に基づく設置

[経緯]

ニュージーランド博物館は、1865年に首都ウェリントンに設立された植民地博物館（その後、1907年には自治領²博物館となる）を起源にしている。その後、1930年国立美術館及び自治領博物館法³に基づき、1936年に自治領博物館、国立美術館及びニュージーランド美術協会の3つを収容する新たな施設がオープンした。1972年に自治領博物館は国立博物館に名称を変更した。1980年代に入り、国立美術館がその施設として不十分だと指摘されはじめ、また、増加するコミュニティの多様性などにあわせ国立博物館もその役割について見直しが必要となってきた。

1988年に中央政府は新たな国立博物館設立に向けた委員会を設置、1992年にはニュージーランド博物館法が制定された。その過程では、先住民であるマオリにも意見を求めた。新たな施設の設立は、これまで別々であった国立博物館と国立美術館を統合することで、多分野に渡ってニュージーランドの歴史を後世に受け継いでいくこと、また、先住民マオリと入植者の二文化共存のパートナーシップを基本として、ニュージーランドの多様性に満ちた社会をアピールすることを目的としている。建設開始から4年の歳月を経て1998年2月にオープンした。テ・パパ・トンガレワとはマオリの言葉で「博物館」を意味しており、1987年マオリ語法⁴によってマオリ語もニュージーランドの公用語となったことから（それ以前は英語のみであった）、官公庁や大学など公的機関の名称は、英語とマオリ語の併記を行っている。

¹ Museum of New Zealand Te Papa Tongarewa Act 1992 (1992年7月1日施行)

² 英国において自治権を認められた、いわば「半独立国」を意味する。ニュージーランドは1840年に英国代表とマオリの伝統的首長との間で署名されたワイタングィ条約によって、英国の植民地 (Colony) となり、1907年には自治領 (Dominion) に昇格、1947年にウェストミンスター法受諾によって外交的にも独立を果たすこととなる。

³ National Gallery and Dominion Museum Act 1930

⁴ Maori Language Act 1987 (1987年8月1日施行)

2. 当該施設の建設のための財源は、誰が、どの程度の割合を、拠出したのか。
地方公共団体が財源を拠出している場合は、その根拠は何か。(契約、法令、
etc.)

同博物館へ聞き取りによれば、中央政府とニュージーランド博物館との間の既存の協定に基づき、設立に係る経費約3億ドルを中央政府が拠出したとのことである。

3. 当該施設の運営のための費用は、どのように捻出されているのか。
地方公共団体が運営費を負担している場合は、その金額（運営費全体に占める割合）はどのくらいか。また、地方公共団体が運営費を負担する根拠は何か。(契約、法令、etc.)

2012/2013年度⁵における歳入総額約5,400万ドルのうち、中央政府（文化遺産省）から2,957万4千ドル（54.7%）、地方自治体（ウェリントン市）から225万ドル（0.4%）の拠出金を受けている。拠出金については、中央政府とウェリントン市の覚書（Memorandum of Understanding）で定められている。残りの歳入は、約1,800万ドル（33.3%）の事業収入、約400万ドル（7.4%）のスポンサー収入となっている⁶。スポンサー収入の詳細は不明であるが、文化遺産省及びウェリントン市を含め、民間企業等10のスポンサーが存在する⁷。

4. 当該施設の開設準備段階において、財政面以外で、地方公共団体はどのように関わってきたか。

同博物館への聞き取りによれば、施設があるウェリントン市と同博物館は1996年にウェリントン市が博物館の資金パートナーとなって以来、長年の関係があるものの、開設の準備段階において特筆するような関与は無かったようである。

⁵ ニュージーランドの行政機関における会計年度は毎年7月1日から6月30日まで

⁶ ウェリントン市の拠出金額、覚書、事業収入金額及びスポンサー収入金額については、同博物館への聞き取りによる。

⁷ テ・パパ・トンガレワ博物館ホームページ

<http://www.tepapa.govt.nz/AboutUs/Sponsors/Pages/Overview.aspx>

5. 当該施設の運営段階において、財政面以外で、地方公共団体はどのように関わっているか。

同博物館への聞き取りによれば、地方自治体による特段の関わりはないとのことであるが、同博物館は国内外からの観光客の訪問地として人気があるため、その他のウェリントン市内の観光施設と連携をして市への観光客を増やすことが、博物館とウェリントン市の現在の主な連携事項と言える。

[参考]	2012/2013 年度博物館来館者数	2,603,862 人
	(うちウェリントン市内から)	1,311,550 人
	(うちニュージーランド国内から)	274,798 人
	(うち外国人観光客等)	1,017,514 人

また、施設のための土地の一部（横断歩道に隣接した芝生やバスレーン、駐車場などの一部）をウェリントン市が博物館にリースしている⁸。

6. 国立博物館の建設・運営に対する地方公共団体の関与のほか、先住民族政策全般において、地方公共団体がどのように関与しているか。

現在ニュージーランドでは、1991年マオリ発展省法⁹によって中央政府にマオリ発展省が設置されており、省はマオリの教育、訓練、雇用、健康及び経済資源発展の向上に関すること並びにマオリに対するサービスの適正性を確保するためにマオリ関係機関の監督及び連絡調整を行う責任を持つと規定されている。

また、地方自治体の役割は、環境資源管理、洪水、大気汚染、水質汚染、疾病、公共交通、公園、上下水道、道路、ごみ収集、図書館、レクリエーション、地域発展、経済発展、都市計画などの分野とされており、一義的にはマオリ政策は国の施策とすることができるものの、2002年地方自治体法¹⁰において地方自治体とマオリの連携や協力についても新たに地方自治体の役割として導入されたほか、1991年資源管理法¹¹においても地域計画の制定及び改正に際してマオリと連携することが地方自治体には求められており、法的に地方自治体とマオリの連携及び協力（特に重要な決定等に対してマオリの意見を聴衆する機会を設けることや関係情報を適切にマオリに提供することなど）が要請されている。なお、ニュー

⁸ リース料についての詳細は公表不可とのことで、同博物館から回答を得られず。

⁹ Ministry of Maori Development Act 1991（1992年1月1日施行）

¹⁰ Local Government Act 2002

¹¹ Resource Management Act 1991

ジーランド地方自治体協会においても、ホームページ¹²でマオリとの連携事例集やQ&Aを掲載しており、マオリとの連携を促進していることが伺える。

ウェリントン市を例に挙げると、マオリ文化に係る各種のイベントや会議の実施やマオリが行うイベントのサポート、マオリと協力し新規移民向けの市民権取得に関する説明会などを実施しており、その経費として 2012/2013 年度では 217,000 ドルを支出しており、その原資は中央政府からの補助金ではなく自主財源となっている。

[補足事項]

ニュージーランドの政府構造は、中央政府と地方政府（地方自治体）の2層である。地方政府には「広域自治体¹³」と「地域自治体¹⁴」の2種類があるが、両者の担当事務は明確に区別され並列の関係に成り立っている。

地域自治体は、日本の市町村に相当する基礎的自治体で、呼称にはシティ(City)とディストリクト(District)がある。シティの要件は人口 5 万人以上だが、シティとディストリクトの間に権限の差は無い。なお、ウェリントン市はシティにあたる¹⁵。

広域自治体は、全国を 11 に区分して設置されており、地域自治体とは異なる機能を補完的に果たしている。広域自治体は、環境保全、海岸・河川管理、大規模災害対策、広域公共交通、広域都市開発などの広域的事務を処理し、地域自治体の区域を包含している。

また、地域自治体に位置づけられるが、広域自治体の機能も兼ね備えた「統合自治体¹⁶」も存在し、ニュージーランド最大の都市オークランドなど6つの自治体がこれにあたる。

¹²<http://www.lgnz.co.nz/home/our-work/our-policy-positions/social-and-community/council-maori-engagement/>

¹³ Regional Council

¹⁴ Territorial authority

¹⁵ ウェリントン市など7つの地域自治体を管轄区域とする、ウェリントン広域自治体も存在する。

¹⁶ Unitary authority